FP	３級	保険

2019年 ５月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

３級 保険顧客
資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 60分			

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、三答択一式５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。
9．途中退出はできません。

FP3級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（38歳）は、妻Bさん（37歳）、長男Cさん（４歳）および二男Dさん（０歳）との４人暮らしである。

Aさんは、二男Dさんの誕生を機に、生命保険の見直しを考えている。Aさんは、その前提として、自分が死亡した場合に公的年金制度から遺族給付がどのくらい支給されるのかを知りたいと思っている。また、40歳から公的介護保険制度の保険料負担が生じることから、当該制度についても詳しく知りたいと考えている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。

＜Aさんの家族構成＞

・Aさん　　：1981年４月26日生まれ
　　会社員（厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険に加入中）
・妻Bさん　：1982年４月19日生まれ
　　国民年金に第３号被保険者として加入している。
・長男Cさん：2014年７月25日生まれ
・二男Dさん：2018年10月14日生まれ

＜公的年金加入歴（2019年４月まで）＞

	20歳～22歳	22歳～38歳
Aさん	国民年金 学生納付特例期間 （36月）	厚生年金保険 被保険者期間 （181月）

	18歳～28歳（Aさんと結婚）	28歳（Aさんと結婚）～37歳
妻Bさん	厚生年金保険 被保険者期間 （120月）	国民年金 第３号被保険者期間 （97月）

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。また、就業の予定はないものとする。
※ 家族全員、Aさんと同一の世帯に属し、Aさんの健康保険の被扶養者である。
※ 家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 はじめに、Mさんは、Aさんが現時点（2019年５月26日）において死亡した場合に妻Bさんに支給される遺族基礎年金の年金額（2018年度価額）を試算した。Mさんが試算した遺族基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）779,300円＋224,300円＝1,003,600円
2）779,300円＋224,300円＋74,800円＝1,078,400円
3）779,300円＋224,300円＋224,300円＝1,227,900円

《問２》 次に、Mさんは、Aさんが現時点（2019年５月26日）において死亡した場合に妻Bさんに支給される遺族厚生年金について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の３分の２に相当する額になります」
2）「妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額は、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が360月に満たないため、360月として計算した額になります」
3）「二男Dさんの18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが受給する遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されます」

《問３》 最後に、Mさんは、公的介護保険（以下、「介護保険」という）について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「介護保険の被保険者は、70歳以上の第１号被保険者と40歳以上70歳未満の医療保険加入者である第２号被保険者に分けられます」
2）「介護保険の介護給付を受けようとする場合は、要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分について、都道府県知事の認定を受ける必要があります」
3）「介護保険の第２号被保険者については、要介護状態となった原因が、初老期における認知症や脳血管疾患などの特定疾病によって生じたものでなければ介護給付を受けられません」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（32歳）は、専業主婦である妻Bさん（29歳）および長女Cさん（１歳）との３人暮らしである。Aさんは、先日、職場で生命保険会社の営業担当者から生命保険を勧められた。現在加入している終身保険はAさんが結婚する前に加入したものである。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんが現在加入している生命保険の内容等は、以下のとおりである。

＜Aさんが現在加入している生命保険の内容＞

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	500万円	終身
傷害特約	500万円	10年

＜Aさんが提案を受けた生命保険の内容＞

保険の種類：５年ごと配当付終身保険（60歳払込満了）

月払保険料（集団扱い）：15,600円

契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん／死亡保険金受取人：妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	1,000万円	10年
収入保障特約（注１）	年額60万円×60歳まで	10年
重度疾病保障特約（注２）	150万円	10年
総合医療特約（180日型）	１日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
リビング・ニーズ特約	－	－
指定代理請求特約	－	－

(注1) 最低支払保証期間は５年（最低５回保証）

(注2) 所定のがん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、肝硬変、慢性腎不全、慢性すい炎のいずれかを保障する。重度疾病保険金を支払った場合、本特約は消滅する。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》 はじめに、Mさんは、現時点の必要保障額を試算することにした。下記の＜算式＞および＜条件＞に基づき、Aさんが現時点で死亡した場合の必要保障額は、次のうちどれか。

＜算式＞

必要保障額＝遺族に必要な生活資金等の総額－遺族の収入見込金額

＜条件＞

1. 長女Cさんが独立する年齢は、22歳（大学卒業時）とする。 2. Aさんの死亡後から長女Cさんが独立するまで（21年間）の生活費は、現在の日常生活費（月額25万円）の70％とし、長女Cさんが独立した後の妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費（月額25万円）の50％とする。 3. 長女Cさん独立時の妻Bさんの平均余命は、38年とする。 4. 長女Cさんの教育資金および結婚援助資金の総額は、1,500万円とする。 5. Aさんの死亡整理資金（葬儀費用等）・緊急予備資金は、500万円とする。 6. 金融資産（預貯金等）の合計額は、1,400万円とする。 7. Aさん死亡後に妻Bさんが受け取る公的年金等の総額は、6,100万円とする。 8. Aさんが現在加入している生命保険の保障金額は考慮しなくてよい。

1）4,610万円
2）6,010万円
3）10,110万円

《問５》 次に、Mさんは、生命保険の加入等についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「算出された必要保障額を満たす死亡保障を準備することが理想ですが、Aさんの今後の収入と支出を考慮して、支出可能な保険料の範囲内で生命保険の加入を考えましょう」
2）「保険会社各社は、入院給付金や手術給付金が定額で受け取れるものや通院保障が手厚いものなど、最近の医療事情に合わせて、さまざまなタイプの医療保険を取り扱っています。保障内容や保障範囲をしっかりと確認したうえで、加入することをお勧めします」
3）「先進医療の治療を受けた場合、診察料、投薬料および技術料などの費用はすべて公的医療保険の対象外で全額自己負担となります。一部の先進医療については費用が高額となるケースもありますので、先進医療特約の付加をお勧めします」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問６》 最後に、Mさんは、Aさんが提案を受けた生命保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「所定の重度疾病に罹患した場合、重度疾病保障特約により150万円を受け取ることができます。さらに、その後、死亡した場合には、当該特約により死亡保険金150万円が妻Bさんに支払われます」

2）「収入保障特約は、被保険者が死亡した場合、所定の期間、死亡保険金が年金形式で支払われるタイプの特約です。仮に、Aさんが40歳（支払対象期間20年）で死亡した場合、妻Bさんが当該特約により受け取る年金受取総額は1,200万円となります」

3）「終身保険、定期保険特約の保険料は、生命保険料控除の対象となりますが、収入保障特約の保険料は、生命保険料控除の対象となりませんのでご注意ください」

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（41歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、現在、自身の退職金準備を目的とする生命保険への加入を検討している。

そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるMさんに相談したところ、下記＜資料＞の生命保険の提案を受けた。

＜資料＞Mさんが提案した生命保険の内容

保険の種類：無配当終身保険（特約付加なし）	
契約形態：契約者(=保険料負担者)・死亡保険金受取人＝X社・被保険者＝Aさん	
保険金額	：5,000万円
保険料払込期間	：65歳満了
年払保険料	：200万円
払込保険料累計額（①）	：4,800万円
保険料払込満了時の解約返戻金額（②）	：4,330万円
受取率（②÷①）	：90.2％（小数点第２位以下切捨て）
解約返戻金額の80％の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。	

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、将来X社がAさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を40年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

1）1,400万円

2）1,600万円

3）2,800万円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問８》《設例》の無配当終身保険の第１回保険料払込時の経理処理（仕訳）として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）

借　方		貸　方	
定期保険料	200万円	現金・預金	200万円

2）

借　方		貸　方	
保険料積立金	200万円	現金・預金	200万円

3）

借　方		貸　方	
定期保険料	100万円	現金・預金	200万円
前払保険料	100万円		

《問９》 Mさんは《設例》の無配当終身保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「保険料払込満了時に当該終身保険を解約した場合、X社はそれまで資産計上していた保険料積立金を取り崩し、解約返戻金額との差額を雑損失として経理処理します」

2）「X社が保険期間中に資金を必要とした際に、契約者貸付制度を利用することで、当該保険契約を解約することなく、無利息で資金を調達することができます」

3）「Aさんの退任時に、役員退職金の一部として当該終身保険の契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義変更することで、当該終身保険を個人の保険として継続することが可能です」

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんとの４人家族である。Aさんは、2023年中に一時払養老保険の満期保険金や終身保険の解約返戻金を受け取っている。

Aさんとその家族に関する資料等は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（50歳）　　：会社員
・妻Bさん（50歳）　：専業主婦。2023年中の収入はない。
・長男Cさん（20歳）：大学生。2023年中の収入はない。長男Cさんが負担すべき国民年金の保険料はAさんが支払っている。
・長女Dさん（17歳）：高校生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額：980万円

(2) 一時払養老保険（10年満期）の満期保険金

契約年月	：2013年６月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
満期保険金受取人	：Aさん
満期保険金額	：1,100万円
一時払保険料	：1,000万円

(3) 終身保険の解約返戻金

契約年月	：1991年７月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：490万円
正味払込保険料	：420万円

※ 妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問10》 Aさんの2023年分の所得税の確定申告に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1）「一時払養老保険は金融類似商品に該当するため、Aさんが受け取った満期保険金に係る保険差益は源泉分離課税の対象となります」

2）「Aさんの場合、総所得金額に算入される一時所得の金額の合計額が20万円を超えるため、Aさんは所得税の確定申告をしなければなりません」

3）「会社員であるAさんが所得税の確定申告をする場合、確定申告書はAさんの勤務先を経由して、勤務先の住所地の所轄税務署長に提出することになります」

《問11》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i. Aさんは、長男Cさんが負担すべき国民年金の保険料を支払っている。その保険料は、Aさんの社会保険料控除の対象と（　①　）。
ii. Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、（　②　）である。
iii. Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、（　③　）である。

＜資料＞配偶者控除額の金額

居住者の合計所得金額			一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
万円超		万円以下		
	～	900	38万円	48万円
900	～	950	26万円	32万円
950	～	1,000	13万円	16万円

1）① ならない　② 26万円　③ 101万円

2）① なる　② 26万円　③ 63万円

3）① なる　② 38万円　③ 101万円

《問12》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋８万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

1）832万円

2）892万円

3）942万円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（70歳）は、妻Bさん（68歳）および長女Cさん（43歳）との３人暮らしである。Aさんは、妻Bさんには自宅を、長女Cさんには賃貸アパートを相続させたいと考えており、遺言の作成を検討している。また、Aさんは、先日、金融機関の営業担当者から一時払終身保険の提案を受けており、加入を検討している。

Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。

＜Aさんの家族構成（推定相続人）＞

・妻Bさん　：Aさんと自宅で同居している。
・長女Cさん：会社員。Aさん夫妻と同居している。

＜Aさんが保有する主な財産（相続税評価額）＞

・現預金　：１億3,000万円
・自宅（敷地300㎡）　：3,000万円（注）
・自宅（建物）　：2,000万円
・賃貸アパート（敷地300㎡）：4,000万円（注）
・賃貸アパート（建物）　：3,000万円

(注)「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

＜Aさんが提案を受けた一時払終身保険の内容＞

・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん
・死亡保険金額　：1,500万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 公正証書遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1）「公正証書遺言を作成する場合、証人２人以上の立会いが必要となります。遺言内容が外部に漏えいしないように、妻Bさんと長女Cさんを証人とすることをお勧めします」
2）「公正証書遺言は、作成された遺言書の原本が公証役場に保管されるため、紛失や改ざんのおそれがなく、安全性が高い遺言といえます」
3）「公正証書遺言は、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものであり、作成する場合の手数料はかかりません」

《問14》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i. Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、（　①　）万円である。
ii. Aさんが加入を検討している一時払終身保険の死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となる。Aさんの相続開始後、妻Bさんが受け取る死亡保険金1,500万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は、（　②　）万円である。
iii. Aさんの相続が開始し、妻Bさんが特定居住用宅地等に該当する自宅の敷地を相続により取得し、その敷地の全部について「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けた場合、自宅の敷地（相続税評価額3,000万円）について、課税価格に算入すべき価額を（　③　）万円とすることができる。

1）① 3,000　② 500　③ 2,400
2）① 4,200　② 1,000　③ 2,400
3）① 4,200　② 500　③ 600

《問15》 仮に、Aさんの相続が現時点（2024年５月26日）で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）が２億円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	-
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円

1）4,600万円
2）5,100万円
3）6,300万円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	3
問2	3
問3	3
第2問	
問4	1
問5	3
問6	2
第3問	
問7	1
問8	2
問9	2
第4問	
問10	2
問11	3
問12	1
第5問	
問13	2
問14	3
問15	1